

今後の障害者保健福祉施策について

～重度障害者福祉手当、難病患者見舞金及び小児慢性特定疾患患者見舞金について～

第3回障害者施策推進協議会において、市独自に実施している28事業のうち、あり方を転換する必要があり、かつ、速やかに検討に着手すべきとして、以下の3事業を示したところです。

- 重度障害者福祉手当
- 難病患者見舞金
- 小児慢性特定疾患患者見舞金

今回、上記の3事業に係る事務局の考え方について以下のとおりお示しするので、ご協議いただきたい。

I 重度障害者福祉手当について

1 事業の沿革

重度障害者福祉手当は、障害者への在宅福祉制度がほとんど整備されていなかった昭和49年に、「重度障害者の生活の安定に寄与する等その福祉の増進を図ることを目的」に月額2,000円の「重度心身障害者福祉手当」として開始した。

その後、国民年金法の改正による障害基礎年金や特別障害者手当の創設を踏まえ、昭和61年度には、年金との重複支給の調整や所得制限の導入を行った。また、平成14年度には、「重度障害者福祉手当」と名称を改め、難病患者見舞金との調整を行い、支給額を月額2,000円から年額30,000円に変更した。

2 事業の概要

(1) 対象者

当該年度の8月1日において本市に居住する重度障害者（身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持する障害者）

(2) 支給額

年30,000円

(3) 支給制限

- ① 施設入所者
- ② 障害を理由とする公的年金又は福祉手当を受給している者
- ③ 障害を理由とする以外の公的年金が一定額を超えている者
- ④ 本人の前年所得額が国民年金法に規定する政令で定める額を超える者

(4) 受給者数等の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受給者数	1,997人	1,981人	1,944人
決算額	60,101千円	59,613千円	58,496千円

3 重度障害者等に対する福祉施策の推進

重度障害者福祉手当が開始された昭和 49 年度当時の仙台市の障害者福祉サービスの状況は、在宅サービスとしては、補装具給付事業、障害者相談員、ホームヘルプサービス、重度心身障害者医療費助成制度、心身障害者扶養共済制度などがあった。

また、施設サービスとしては、市内に通所・入所施設が 10 箇所整備されていた。(宮城県拓杏園、西多賀ワークキャンパス、石名坂学園、いずみ授産所、なかよし学園など)

その後、本市はガイドヘルパー、短期入所、障害者交通費助成、重度身体障害者訪問入浴サービス、重度身体障害者緊急通報システム、身体障害者デイサービス、重度重複障害者等受入運営費補助、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成、全身性障害者等指名制介護助成、知的障害者自立体験ステイなどのサービスを順次創設等した。

一方、障害者手帳の所持者の増加に加え、平成 15 年度の支援費制度による契約制度への転換や、平成 18 年度から始まった障害者自立支援法で精神障害者がサービスの対象となったことなどによりサービス利用者が増加した。

本市では、このような状況に対応するため障害福祉サービス事業所等の整備を進めてきた。同時に、サービス提供事業者の参入も進んだことから、現在では、障害者が利用できる福祉サービスは、種類、施設とも大きく増えている。

平成 24 年 4 月現在、施設サービスは、昭和 49 年の 10 箇所の 20 倍以上の 211 箇所（グループホーム、ケアホームを除く）が整備されている。

4 重度障害者福祉手当の今後の方向性について

このように、本市においては、国の制度移行に対応しつつ、当事者やご家族の方々のニーズの把握に努めながら、障害者保健福祉計画及び障害福祉計画などに基づき、重度障害者が利用できる福祉サービスを計画的に前進させてきたところである。

一方で、重度障害者の地域移行や障害範囲の広がり（発達障害、高次脳機能障害、難病等）による福祉施策の対象者の拡大などにより、障害者のニーズは多様化し、きめ細やかな地域生活支援体制づくりが求められている。このために必要な支援は、既存のサービスでは十分対応ができない場合が多く、新たなサービスや支援体制を構築しなければならない状況である。

今年度スタートした障害者保健福祉計画では計画期間の重点プロジェクトとして重度障害者等への様々な支援を積極的に推進していくことにしているところであり、障害のある方の地域生活支援体制を充実させるためには、重度障害者福祉手当という一律の金銭給付事業を重度障害者はもとより障害のある方のニーズに基づく具体的な施策に転換していく必要があると考えている。

1 平成 23 年度重度障害者福祉手当受給者の年齢別内訳

年齢	計	%
～ 9	1 4 2	7. 3
1 0～ 1 9	2 7 7	1 4. 2
2 0～ 2 1	5 7	2. 9
3 0～ 3 9	5 4	2. 8
4 0～ 4 9	1 1 7	6. 0
5 0～ 5 9	1 2 1	6. 2
6 0～ 6 9	3 1 4	1 6. 2
(60～64)	(155)	(8.0)
(65～70)	(159)	(8.2)
7 0～	8 6 2	4 4. 3
計	1, 9 4 4	1 0 0

※ 括弧内は内数。

- 60 歳以上は 1,176 人で約 60%，65 歳以上は 1,021 人で約 53%，70 歳以上は 862 人で約 44%を占めており，受給者の過半数が高齢者となっている状況である。
- 20 歳未満の受給者は約 22%を占めているが，20 歳以降は（50 代までは）約 3～6%となっている。これは，20 歳以降は障害基礎年金等受給に移行することにより，当該手当の対象からはずれることが原因と考えられる。

2 重度障害者福祉手当受給者の障害者手帳所持状況

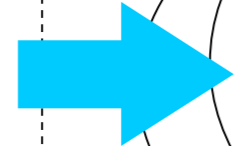
手帳の種類	等級	人数
身体障害者手帳	1 級	1,011
	2 級	532
	1 級+療育 A	11
	2 級+療育 A	14
	1 級+精神 1 級	3
	2 級+精神 1 級	1
	1 級+療育 A +精神 1 級	1
療育手帳	A	301
精神保健福祉手帳	1 級	70
合計		1,944

- 身体障害者 1 級，2 級所持者は 1,573 人で約 8 割（80.9%）を占める。
- 療育手帳 A 所持者 301 人は 20 歳未満である。

日中活動等の場（昭和 49 年度）

- 肢体不自由者更生施設 1
- 身体障害者授産施設 1
- 重度身体障害者授産施設 1
- 点字図書館 1
- 精神薄弱者通所授産施設 2
- 心身障害児小規模通園施設 1
- 精神薄弱児施設 2
- 精神薄弱児通園施設 1

合計 10 箇所



日中活動等の場

- 障害福祉サービス事業所 108
- 障害者地域活動推進センター5
障害者小規模地域活動センター23
- 障害児入所施設等 4
- 放課後等デイサービス 38

合計 211 箇所

社会参加の促進

- 障害者福祉センター4
(生活介護 3)
(機能訓練 4)
(生活訓練 3)

障害者支援施設 16

- 障害児通園施設 1
- 児童発達支援センター2
- 児童発達支援事業所 9

外出支援

交通費助成

ふれあい乗車証
395,900 千円
福祉タクシー、燃料費
助成券 344,063 千円

ガイドヘルパー

16,125 千円
全身性障害者 494 件
視覚障害者 3,929 件

障害者就労支援センター（H12 年）

生活基盤・環境の整備

666,581 千円
156 ヶ所
定員 772 人

グループホーム等

7,482 千円
37 件

住宅改造補助等

1,130 千円
51 台

重度身体障害者緊急通報システム

障害者施策の推進

日常生活の支援

補装具給付事業

日常生活用具給付事業

短期入所等

127,114 千円
短期入所 14,679 日
日中一時支援
1,718 日

居宅介護

1,974,256 千円
1,321 人

訪問入浴サービス

57,722 千円
103 人

移動支援

223,919 千円
638 人

所得保障等

S34

国民年金の創設
無拠出性の障害福祉年金の創設
※創設時 身障のみ対象
→S39 精神も対象に拡大
→S40 知的も対象に拡大

S49

障害福祉年金に 2 級を創設
※ 精神・知的の多くは
実質これ以降に受給を開始

S61

年金法改正→障害基礎年金を創設
・年金制度間の障害等級表を統一
・無拠出性の障害年金を拠出性の
障害年金と同額に引き上げ
特別障害者手当創設

国の制度